

平成 22 年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	1 2	府 省 庁 名 <u>環境省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ()	
要望 項目名	廃棄物再生処理設備等に係る課税標準の特例措置の延長	
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 循環型社会の形成を推進していくため、資源の有効利用の観点から、事業者が設置する以下の廃棄物再生処理用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の拡充・延長。</p> <p>・ 特例措置の内容 以下の装置等について、適用期限を延長。 自動車部品再利用製品製造設備（課税標準の特例措置 当初3年間に限り3 / 4） ・ 廃油及び廃油抜き装置、洗浄装置、原動機検査装置、変速機検査装置、非破壊検査装置 食品リサイクル法に基づく再生利用事業計画の実行に必要な資源再生化設備（課税標準の特例措置 当初3年間に限り2 / 3） ・ 食品循環資源再生処理装置</p>	
〔関係条文〕	〔地方税法附則第 15 条第 15 項、施行令附則第 11 条第 23 項、施行規則附則第 6 条第 41 項及び第 42 項〕	
要望理由	<p>（ 1 ） 政策目的 近年、廃棄物等の発生量は高水準で推移している一方で用地取得の困難化や地域住民との調整の困難化等の理由から廃棄物処分場の確保は難しくなっており、廃棄物の量を減らしつつ適正に処分していくことは大きな社会問題となっている。また、経済の発展による環境負荷の増大や世界的な資源制約等の問題も顕在化しており、社会経済の持続可能な発展に支障を来すおそれがある。こうした問題を解決するためには、廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用・処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が出来る限り低減される循環型社会の形成が急務である。循環型社会の形成に資する循環資源の適正な利用のためには再商品化する施設等の整備を促進していくことが緊急の課題となっている。</p> <p>（ 2 ） 施策の必要性 生ごみ等食品廃棄物の安定・確実なリサイクルのため、排出事業者が、食品廃棄物のリサイクルを飼料化・肥料化事業者に依頼し、リサイクル製品である飼料やたい肥を畜産農家・耕種農家が利用して農畜産物を生産し、生産された農畜産物を排出事業者が購入・販売するという、安定・確実なリサイクルが維持・継続できる「リサイクル・ループ」の構築を推進しているところであるが、食品関連事業者が全体責任を負うリサイクルの実施に必要な新たな設備等に対する税制上の特例措置を講ずることを通じ、食品リサイクルの推進を図る必要がある。 平成 17 年 1 月から「自動車リサイクル法」が完全施行されたところであり順調に再商品化等の実績を伸ばしてきているところではあるが、目標値を達成するためには更なる使用済自動車の適正なリサイクルが必要とされている。特に、使用済自動車の解体業者には、中小零細業者が多く、解体業者における自動車部品の再商品化等を促進するために、法的な規制措置と相まって税制上の優遇措置が必要かつ効果的である。 それぞれのリサイクル法においては、国の責務として、再商品化や再資源化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとしており、税制面においても支援することによってその促進を図る必要がある。</p> <p>こうしたことから、再生処理設備等の加速的な導入促進を継続して図るため、法に基づく措置とあわせて、本制度の支援措置の延長が必要不可欠である。</p> <p>（ 3 ） 要望の措置の適正性 再生処理とは、廃棄物処理の一つの手法であり、かかる施設の整備に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に係る規制基準を遵守した施設の整備を図る必要があり、施設設置者自身が適正な整備を行うことが不可欠である。しかし、廃棄物の再生を行う処理施設の整備には、設備投資に多額の費用を要し、一般に中小零細事業者が多く資金力が脆弱である処理事業者が施設整備を進めようとしても資金の面から実現が困難である。そこで、税制上の優遇措置を講ずることによって経済的なインセンティブを与えることが、規制の実効性を確保しつつ施設整備を進める上で効果的である。</p>	

減収 見込額		(平年度) - (78)(単位:百万円)	
置 地方 税以 外の 措 置	既存	・国税 資源再生化設備等に係る特例措置	・融資、補助金その他
	22 年度の 要望	・国税 資源再生化設備等に係る特例措置	・融資、補助金その他
過去の 要望経緯			
本要望に 対応する 縮減案			